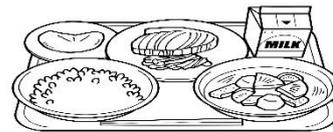


## 保護者の皆さまへ

# 学校給食は、保護者の皆様の負担により支えられています。

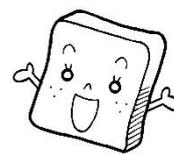


保護者の皆様が市に納めていただく学校給食費は、「食材費」となって、市が負担する調理や配送のための人件費や燃料費と合わせて、子どもたちの健やかな成長に欠くことのできない学校給食をつくるもとになっています。

つきましては、費用負担の公平性を確保し、質の高い給食を提供するため、保護者の皆様には厳正な徴収管理に、ご理解とご協力をお願いします。



## 保護者の皆様にお願ひすること



1. 「**学校給食申込書（児童・生徒用）**」に記入のうえ、各学校にご提出いただきますようお願いいたします。
2. 「**学校給食費口座振替依頼書**」に記入のうえ、金融機関で口座振替の手続きを行っていただきますようお願いいたします。

注意:第3子以降の学校給食費の免除や就学援助、その他の制度を利用される場合も必ずご提出ください。

## 第3子以降の学校給食費の免除について

大津市では、令和5年10月より18歳以下の第3子以降の大津市立小中学校に通う児童・生徒の学校給食費を免除しています。

免除を受けるには要件があり、また、免除を受ける場合、必ず保護者の方からの申請が必要です。

年度途中の申請については、随時受付しております。

詳細については、本市ホームページをご確認ください。



ホームページへはこちらから

## ○公式 Instagram 更新中! ○

実際に提供している給食の写真や、食に関するまめ知識を週一回のペースで投稿しています。ぜひ、一度ご覧いただき、フォローやいいね等お待ちしております。



@otsu\_kyushoku

## 学校給食費の納入について



### 学校給食費の計算と支払について

- 毎月の学校給食費は、「**日額（1食あたりの単価）×その月の給食日数**」が基本です。  
**1食あたりの単価**（アレルギー等により単価が異なる場合があります。）  
 小学校：日額 **240円**  
 中学校：日額 **290円**
- 給食実施日数に応じて、**1ヶ月分を翌月**に請求させていただきます。  
 ただし、**2月分と3月分は3月に合計額**を請求させていただきます。
- 各月に全て実施された場合の予定額は下記のとおりです。ただし、各学校の行事等（校外学習や運動会等）により変更となります。
- 口座振替日は、給食実施月の**翌月28日**（28日が金融機関の休業日の場合は翌営業日）です。なお、毎月分の学校給食費について個別に通知はいたしませんので、預貯金残高について十分にご確認ください。
- 万一、口座振替ができなかった場合は、納付書を送付しますので、期限までに納付書に記載の金融機関等の窓口で直接納付してください。

口座振替日

28日

### 令和6年度(2024年度) 学校給食費【予定額と振替日】

実施月	小学校（予定回数、金額）		中学校（予定回数、金額）		納期限（口座振替日）
4月分	14回	3,360円	14回	4,060円	5月28日
5月分	21回	5,040円	19回	5,510円	6月28日
6月分	20回	4,800円	20回	5,800円	7月29日
7月分	12回	2,880円	12回	3,480円	8月28日
9月分	17回	4,080円	17回	4,930円	10月28日
10月分	22回	5,280円	21回	6,090円	11月28日
11月分	20回	4,800円	20回	5,800円	12月30日
12月分	14回	3,360円	14回	4,060円	1月28日
1月分	16回	3,840円	16回	4,640円	2月28日
2月分	18回	4,320円	18回	5,220円	} 3月28日
3月分	11回	2,640円	10回	2,900円	
年間予定額	全185回	44,400円	全181回	52,490円	

※小学校5年生で、フローティングスクールにおいて飲用された牛乳代については、学校給食費として徴収します。（上記の回数及び金額には含んでいません）

#### Q 期限内に口座振替の手続きができない場合は？

A 口座振替の手続きはいつでもできますが、できるだけ早く行ってください。口座振替が開始されるまでの間は、大津市から納付書をお送りしますので、納付期限内に取扱い金融機関（コンビニは不可）等でお支払いください。

#### Q 残高不足等で口座振替ができなかった場合は？

A 口座振替日の翌月の中旬に大津市から納付書をお送りしますので、納付期限内に取扱い金融機関（コンビニは不可）等でお支払いください。

#### Q 学校給食費を支払わなかった場合は？

A お支払いが遅れた日数に応じて遅延損害金が発生する場合があります。また、いつまでもお支払いいただけない場合は法的手段を行う場合があります。（経済的な事情でお支払いが困難な場合は、就学援助やその他の制度について教育委員会にご相談ください。）

#### Q 病気や怪我をして学校を休んだ場合、インフルエンザや暴風警報等で学校が休校した場合による学校給食費の取扱い？

A いずれの場合も既に給食用食材の発注が済んでおりますことから、その日の学校給食費をいただくことになります。なお、入院等により事前に欠席することが分かっている場合は、その日の土日祝日を含まない7日前の正午までに学校へ給食がいらぬ旨のご連絡をいただければ、学校給食費の支払いは発生いたしません。